

平成 25 年度 新潟市防災会議 第 5 回 津波対策専門会議

日時 平成 25 年 5 月 20 日 (月)

午前 10 時から 12 時まで

場所 新潟市役所 本館 3 階 本部会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) スケジュールについて
- (2) 委員会での検討内容について
- (3) 新潟市津波対策の 5 本柱について
- (4) 新潟市津波避難計画について

3 閉会

配布資料

- 資料 1 平成 25 年度 地域防災計画津波災害対策編 見直しスケジュール
- 資料 2 これまでの振り返り
- 資料 3-1 新潟市 津波対策の 5 本の柱
- 資料 3-2 県津波対策検討委員会での津波対策リスト
- 資料 3-3 5 本柱と対策リストとの対応表
- 資料 4-1 津波避難計画の目標 (案)
- 資料 4-2 新潟市津波避難計画 (案)
- 資料 4-3 大形地区ひなん地図
- 資料 5 議論していただきたい内容
- 資料 6 新潟市津波避難計画とは
- 資料 7 地域の津波避難計画作成マニュアル (手引き) にあたって

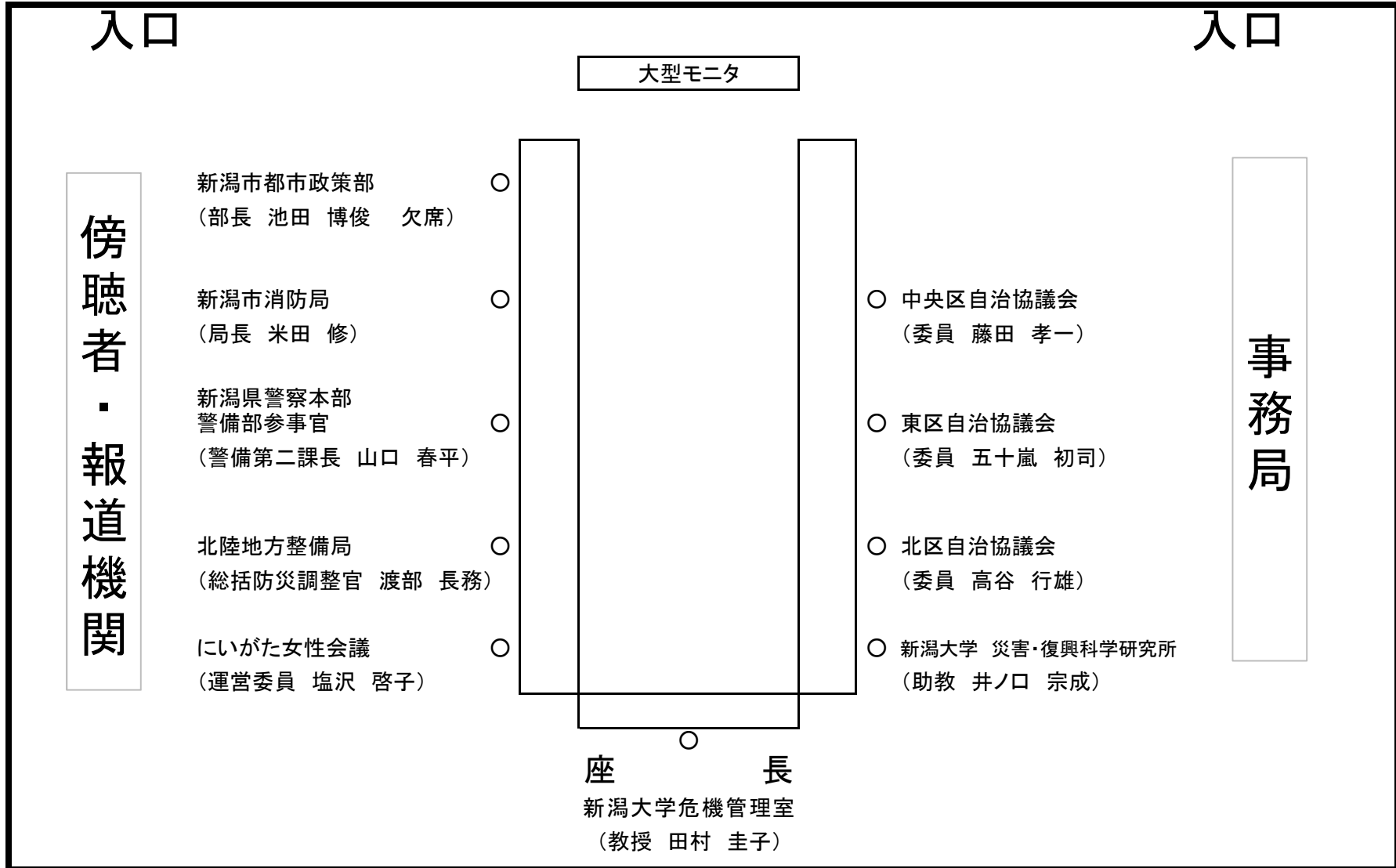
新潟市防災会議 津波対策専門会議 委員名簿

分類	委員種別	所属 役職	氏 名	備考
学識経験者	専門委員	新潟大学危機管理室 教授	田村 圭子	
	専門委員	新潟大学災害・復興科学研究所 助教	井ノ口 宗成	
地域住民の代表	防災会議委員	北区自治協議会 委員	高谷 行雄	
	防災会議委員	東区自治協議会 委員	五十嵐 初司	
	防災会議委員	中央区自治協議会 委員	藤田 孝一	
地域団体	防災会議委員	にいがた女性会議 運営委員	塩沢 啓子	
防災関係機関	専門委員	北陸地方整備局 総括防災調整官	渡部 長務	
	専門委員	新潟県警察本部 警備第二課長	山口 春平	
市関係部署	防災会議委員	新潟市消防局 局長	米田 修	
	専門委員	新潟市都市政策部 部長	池田 博俊	欠席

平成25年度 新潟市防災会議 第5回 津波対策専門会議 座席表

新潟市役所 本館3階 本部会議室

(順不同・敬称略)



津波専門会議 スケジュール

資料1

見直し項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
津波災害対策の強化												
(1)津波対策専門会議												
津波対策専門会議												
【検討項目】 ・津波対策の5本の柱 ・津波避難計画												
	○		○	○	○			●		○	○	
	第5回開催 津波対策の5本の柱 津波避難計画		第6回開催 津波避難計画（地域版含む）の検討	第7回開催 津波避難計画（地域版含む）の検討	第8回開催 地域防災計画見直しに係る提言の検討			防災会議幹事会（9月中旬開催予定）		防災会議幹事会（11月下旬開催予定）		防災会議（12月下旬開催予定）
						○パブリックコメント実施（10月） ○【議会】パブリックコメント実施報告（9月下旬） ※市報掲載				第9回開催 河川遡上の浸水想定結果を踏まえて	第10回開催 とりまとめ	

◆第4回津波対策専門会議でのご意見等

(1) 第4回までの成果として津波避難地図(素案)を公表すること
⇒ 市HPにて公表済み

(2) 津波避難計画を策定し、以下を考慮する

- 海岸集落地域
 - 河川遡上地域
 - 低平地浸水地域
- それそれぞれの地域における津波の被害特性
に応じた避難方針を記載すること
- ・ 避難方法(徒歩や自動車等)について検討すること
 - ・ 避難計画に、市民が知っておくべき事項を盛り込むこと

(3) 津波対策の取組みについて、地域へ説明・普及を図ること

(4) 『県津波対策検討委員会での津波対策』を有効活用すること

新潟市津波対策の5本柱

資料3-1

	具体的な施策		県津波対策検討委員会での津波対策リストとの対応項目
1 津波避難計画の策定	(1)	新潟市避難計画の策定 (地域の津波避難計画作成マニュアル(手引き)の作成含む)	
	(2)	ハザードマップ作成	
2 避難場所の確保	(3)	津波避難ビル等の指定拡大 (避難困難地域の明確化(シミュレーションの実施)含む)	
	(4)	避難困難地域における避難施設整備の検討 (避難困難地域の明確化(シミュレーションの実施)含む)	
	(5)	津波災害に応じた災害備蓄の適正配備の検討	
3 災害情報の提供	(6)	啓発活動(ハザードマップの周知, 出前講座等)	
	(7)	避難情報伝達の迅速化・多様化 (ワンオペレーションシステム・緊急告知FMラジオ)	
4 自主防災組織の活動強化	(8)	防災訓練実施に対する助成	
	(9)	地域の津波避難計画の作成支援・訓練実施	
5 津波被害を減らす まちづくり	(10)	「津波防災地域づくりに関する法律」などを踏まえたまちづくりの検討	

別紙【資料3-2】参照

県津波対策検討委員会での津波対策リスト

資料3-2

[短期]

●津波対策[短期]

※黄色部は5本の柱の該当部分

区分	項目	細目1	細目2	対策の内容	5本柱	実施中・済	H26以降	実施しない	
緊急対策	(1)緊急排水		津波による排水機能の低下防止	排水構造物の大口径化等、閉塞防止対策を検討する。		●			
				排水機場のカバーエリアと排水能力を検証する。		●			
	(2)火災対応			排水機場の十分な量の燃料を確保する。		●			
				排水ポンプの非常用電源設備の燃料を確保する。		●			
	(3)道路啓開等		道路啓開	排水ポンプ車の設置場所を確保する。		●			
				避難対策等のソフト対策による被害の軽減を実現する。		●			
				道路啓開実施計画を策定する。			●		
				警察、消防、自衛隊、行政、事業者などからなる道路啓開本部の設置を検討する。		●			
		道路機能の確保		人命救助、遺体捜索、道路啓開に係わる業務の優先性の判断ルールを確立を検討す				●	
				道路啓開実施方法を検討する。		●			
防災対応機関周辺の道路啓開の優先的実施方法を検討する。						●			
孤立避難所に対する道路啓開の優先的実施方法を検討する						●			
(4)救助	①救助・救急体制の整備	救助部隊の連携	がれき置き場を検討する。			●			
			災害協定による地元建設業者の協力の確保を検討する。		●				
応急対策	(1)効果的な避難の実現	①避難場所の整備	避難場所の確保	災害協定による大手建設業者の協力の確保を検討する。		●			
				市町村災害対策本部等を結ぶTV会議システムを導入してオンタイムな連絡体制を構		●			
				孤立地域の上空からの活動受入れ箇所の確保		●			
		②津波発生時における避難場所の開設	避難場所の確保	市町村は、孤立可能性のある地域等において、場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターによる上空からの救助ができる場所を確保する。				●	
				高台などの指定を検討する。	(3)				
				津波災害発生時の避難場所・避難所を整理する。	(3)				
		避難場所相互の移送	二次避難所の選定ルールを明確化する。	津波避難ビル指定を推進する。	(3)				
				高台などの指定を検討する。	(3)				
				津波災害発生時の避難場所・避難所を整理する。	(3)				
				津波避難ビル指定を推進する。	(3)				
	避難運営の支援策を検討する	一次避難所からの移送方法を検討する。	指定避難所について、避難後の状況把握手段を検討する。		●				
			避難所として指定されていない場所に避難所が開設される可能性を想定する。			●			
			避難所になるべき施設に、相応の設備や備蓄など具体的な事前準備を検討する。		●				
			避難所によって運営に格差が生じないように支援策を検討する。		●				
			避難所運営の基本ルールの標準化を検討する。		●				

[短期]

●津波対策[短期]

※黄色部は5本の柱の該当部分

区分	項目	細目1	細目2	対策の内容	5本柱	実施中・済	H26以降	実施しない	
応急対策	(1)効果的な避難の実現	②津波発生時における避難場所の開設	避難運営の支援策を検討する	避難所生活における被災者のニーズ変化への対応を検討する。		●			
			長期化する避難生活における栄養管理・健康管理、避難生活の改善を検討する。		●				
		③住民の避難誘導体制の整備	応急仮設住宅等の提供	仮設住宅を確保する。		●			
			避難行動計画の策定	避難行動計画の策定を推進する。	(1), (9)				
				自主防災組織の組織化と活動を充実する。	(8), (9)				
			自動車での避難	自動車での避難のルール化を検討する。	(1)				
			自動車を乗り捨てて避難する場合のルール化を検討する。	(1)					
			ドライバーへの啓発	運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法について周知する機会を検討する。	(6)				
		避難ルートの見直し	避難ルートについては、昼間と夜間の違い、また季節の違いによる避難のあり方を検討し、見直しを実施する。	(1), (9)					
			避難ルートの見直しを実施する。(昼間・夜間、季節)	(1), (9)					
		④災害時要援護者の避難支援	災害の発生に備え、要援護者支援の拠点の備えを	医療・保健・福祉サービス提供拠点を確保する。		●			
				避難支援行動計画の策定	災害時要援護者名簿を整備する。		●		
			避難支援者の安全確保	災害発生時の名簿の効果的な利用のための体制整備を検討する。	(9)				
			消防団員・警察官等の避難支援を行うものの避難すべき基準を地域で共有する。	(1)					
			自主防災組織や自治会、民生児童委員などの避難行動支援者の避難すべき基準策定を地域で検討する。	(1)					
		福祉避難所の機能確保を検討	福祉関係事業者における福祉施設や在宅サービスの実施者の避難支援のルールを地域で検討する。	(1)					
			医療機関の避難支援ルールを地域で検討する。	(1)					
			要援護者向けの避難所機能の確保について検討する。		●				
		避難所における対応	要援護者の医療・介護ニーズ把握方法を検討する。		●				
			要援護者の医療・介護ニーズ対応のための主体(専門職やボランティア)の受け入れ・確保を検討する。		●				
要援護者の医療・介護ニーズ対応のために必要な物的資源・機材の確保を検討する。			●						
要援護者を中心として、避難所における二次被害の軽減を実施する。			●						
高齢者以外の要援護者への対応	障がい者への対応を検討する。		●						
	乳幼児への対応を検討する。		●						
	外国人への対応を検討する。		●						
	難病患者への対応を検討する。		●						
⑤避難場所の運営管理	避難場所の住環境整備	仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等を実現する。			●				
		暑さ寒さ対策について検討を実施する。		●					
		電源の確保について検討を実施する。		●					
		照明の確保について検討を実施する。		●					

[短期]

●津波対策[短期]

※黄色部は5本の柱の該当部分

区分	項目	細目1	細目2	対策の内容	5本柱	実施中・済	H26以降	実施しない		
応急対策	(1)効果的な避難の実現	⑤避難場所の運営管理	避難場所の住環境整備	トイレの確保について検討を実施する。		●				
				衛生環境(風呂、衣類、寝具等)の整備について検討する。		●				
			避難所の運営等	救助対象者への食糧等の供給方法を検討する。		●				
				孤立地域への物資供給を実施する。		●				
				避難所におけるアレルギー体質者等への食事提供に配慮する。		●				
		被災者等の情報把握		ホームページによる情報提供を実施する。			●			
				在宅避難者を把握する。			●			
		孤立可能性のある避難所の見直し		避難所の見直しを実施する。			●			
	(2)災害対応の実現	①緊急輸送の実施	大量輸送の可能な船舶活用手段の検討	早期の航路啓開実施方法を検討する。					●	
				港から集積拠点までのトラック輸送を確保する。					●	
			機動性の高いヘリ活用手段の検討	早期の空港設備復旧方法を検討する。						●
				臨時ヘリポート設置を検討する。			●			
				臨時ヘリポートにおける通信手段を確保する。						●
				天候・季節による代替手段を検討する。						●
				長期湛水に対応するためのボート等活用	ヘリ拠点から集積拠点までのトラック輸送を確保する。			●		
					物資輸送や住民の救助のためのボート等を活用する			●		
					ボート等の確保手段を検討する。			●		
				道路における緊急輸送手段の確保	物資搬送のための緊急輸送道路の確保、道路啓開手段を検討する。			●		
					災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設を確保する。			●		
					輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)・集積拠点について把握・点検を検討する。			●		
				関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を検討する。			●			
				後方支援拠点(物流拠点の連携)の整備を検討する。			●			
			緊急輸送の実施	道路啓開の実施・管理・評価方法を検討する。			●			
		ヘリコプターによる食糧、水、生活物資等の支給の実施・管理・評価方法を検討する。				●				
	物資の調達・輸送に必要な情報項目	非常用電源設備を整備する。			●					
		通信手段を確保する。			●					
		緊急輸送を円滑に実施する。			●					
	②緊急輸送のための交通管理等	道路交通管理体制の整備	信号機や情報板等の道路交通関連施設について、津波災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。					●		
		緊急輸送のための交通管理等	緊急輸送にあたっては、余震による津波からの被害を回避する。また、道路の断絶等により通行不能な箇所が複数ある状況でも、速やかな輸送ができることを実現する。					●		
			安全な輸送経路の検討・情報提供を検討する。					●		
	③物資の備蓄・調達	物資の備蓄場所の見直し	浸水想定区域内の備蓄場所が適当か再検討する。		(5)					

[短期]

●津波対策[短期]

※黄色部は5本の柱の該当部分

区分	項目	細目1	細目2	対策の内容	5本柱	実施中・済	H26以降	実施しない
応急対策	(2)災害対応の実現	③物資の備蓄・調達	物資の備蓄場所の見直し	浸水想定区域内の備蓄物資を移動する。	(5)	●		
			現物備蓄の確保	各自治体の計画に基づき、一定量を備蓄する アレルギー体質者等、特殊な事情を抱える避難者への配慮を実施する。 物資が使用できる状態にあるか定期的に点検する		●		
			孤立に備えた備蓄	住民自身による備蓄を啓発する。		●		
			物資の協定に係る協定締	各種団体、事業者と物資提供に関する協定の締結を検討する。		●		
			大規模災害時における物資調達	個人からの支援は受け入れない旨を周知することを検討する。 調達物資の集積場を事前に決定する。		●		
			避難所への食糧供給	食糧等の供給計画の作成を検討する。 物流拠点の確保・整備を検討する。		●		
		④物資の供給	ヘリコプターによる物資の供給体制	代替ヘリポート場所の検討・確保 を検討する。		●		
			広域災害における物資供給	広域災害を想定し流通備蓄のあり方を検討する。		●		
				近隣自治体間で締結した自治体間の災害時相互応援協定のあり方を検討する。		●		
				支援物資の管理体制を検討する。 支援要請に係わる各種フォーマットを整備する。 余剰物資の管理体制を整備する。		●		
	(3)医療活動の実現	①医療活動	広域災害・救急医療情報システムを活用した迅速な情報共有を検討する。		●			
			地域における医療活動拠点の設置を検討する。		●			
			国・他都道府県等に対する医療救護の支援要請体制の整備を検討する。		●			
			患者等の広域移送・受入体制の整備を検討する。		●			
			医療救護応援機関の事前指定と自主派遣体制の整備を検討する。		●			
			新潟DMAT指定医療機関の自主派遣体制の整備を検討する。		●			
		③保健衛生・防疫活動		拠点となる医療機関関係における災害に強い通信手段(衛星携帯電話など)の確保を 災害時に参集したDMATに対する指揮・調整体制の整備を検討する。		●		
				災害医療コーディネーター及びコーディネートチームによる被災地における医療救護 窓口機能、医療需給調整機能、医療関係団体等との連絡調整機能の整備を検討す 災害時要援護者用を含む仮設トイレ等の資機材の調達・輸送及び継続的な機能確保 支援を検討する。		●		
				避難所トイレや公衆トイレ等、各種トイレの衛生保持に対する支援等を検討する。		●		
				清潔な避難環境確保のためのし尿処理対策を実施する。 被災地区における感染症患者の早期発見及び情報収集・伝達の仕組みの構築を検 食品の衛生監視、栄養指導などの保健衛生対策を実施する。 災害時のこころのケアチーム活動等のケア対策支援を実施する。 民間事業者、民間団体、ボランティア等との協力体制を検討する		●		

[短期]

●津波対策[短期]

※黄色部は5本の柱の該当部分

区分	項目	細目1	細目2	対策の内容	5本柱	実施中・済	H26以降	実施しない		
応急対策	(3)医療活動の実現	③保健衛生・防疫活動		保健衛生に係る広域応援体制の構築を検討する。		●				
				医療救護、防疫対策、栄養指導、福祉対策など、関係機関との情報共有、連携体制の構築を検討する。		●				
				広域避難の調整・実施体制の整備を検討する。		●				
				浸水地域や集団避難場所など、緊急度に応じた計画的な防疫対策を実施する。		●				
				迅速な防疫活動に備えた防疫活動組織の整備を検討する。		●				
				医療救護、保健衛生対策、廃棄物処理対策、復旧・復興対策との情報共有・連携体制の構築を検討する。		●				
			広域応援体制の整備を検討する。		●					
		④遺体処理	広域災害も対応できる遺体処置体制等の検討		遺体の保存・搬送に係る体制を整備する。				●	
					遺体処置を行う場所の確保を検討する。				●	
					身元確認方法等に関する指針などの整備を検討する。				●	
				遺族への対応のあり方を検討する。				●		
				慰霊のあり方を検討する。				●		
	(4)後方支援の実現	①後方支援	後方支援体制の仕組みづくり		市町村相互による応援協定の締結を検討する。				●	
					市町村相互による応援協定の促進を実現する。				●	
			後方支援における県の役割		後方支援戦略の構築を検討する。					●
					受入れ体制の整備	市町村、関係機関等との通信手段の確保を検討する。				●
					宿泊場所等受入体制の整備を検討する。				●	
		②医療における後方支援	指揮調整機能の強化		防災訓練等を通じた普段からの関係構築を検討する。					●
					指揮調整ができる人員の確保を検討する。					●
			応急処置後の搬送体制の整備							
									●	
(5)効果的な被災者支援	①応急仮設住宅	応急仮設住宅の設置		仮設住宅の用地の選定基準のルール化を検討する。				●		
				仮設住宅の必要戸数の推計方法を検討する。				●		
	借上仮設住宅の把握とあっせん体制の整備		借上による仮設住宅の確保を検討する。					●		
									●	
②被災者生活再建(雇用、住宅)		平時からの災害時における被災者生活再建支援体制の検討	生活再建支援台帳の整備する。				●			
復旧対応	(1)ライフラインの復旧	応急期のライフライン代替手段の検討		電源車、給水車、移動基地局など、代替手段の設置策を検討する。		●				
				熱源の代替手段(石油ストーブ、カセットコンロ等)を検討する。		●				
	(2)災害廃棄物対策	災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の実施		がれきを撤去・処理する。				●		
				がれき搬送のための輸送路の確保を検討する。				●		
			がれき仮置き場の確保を検討する。				●			
		関係業界団体との事前協定の実施	災害廃棄物対策本部の設置に係わる検討を実施する。				●			
			災害廃棄物対策体制の整備を検討する。				●			
復旧対応	(2)災害廃棄物対策	環境に配慮した処分方法の検討		がれきの分別方法を検討する。				●		
				がれき種別に応じた処分方法を検討する。				●		
			がれき処分計画策定方法を検討する。				●			

[短期]

●津波対策[短期]

※黄色部は5本の柱の該当部分

区分	項目	細目1	細目2	対策の内容	5本柱	実施中・済	H26以降	実施しない	
予防対策	(1)災害情報	①通信手段の確保	防災拠点の通信機能の確保	防災拠点の通信設備等の被災・流失対策を実施する。		●			
			緊急時の輻輳状態への対応の在り方	音声通話を確保する。		●			
				音声通話以外の通話手段を充実させ、改善(文字や画像・動画を用いた情報交換手段。例:メール、インターネット等)を実施する。		●			
				衛星通信設備の保管対策・浸水対策を実現する。			●		
				災害時の通信手段に関する利用者等に情報を提供する。		●			
				輻輳に強いネットワークを実現する。		●			
			基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方	被災地や避難場所等における通信手段を確保し提供する。		●			
				被災特性に応じた非常用電源及び発電機用備蓄燃料を確保する。		●			
			今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方	緊急情報や被災状況等の情報を提供する。		●			
				切れにくい通信回線、災害時優先電話の確保を実現する。		●			
		今回の震災を踏まえた今後のインターネット利用の	通信切断時の迅速な復旧手段を確保する。					●	
			非常時の通信手段についての使用訓練を実施する。		●				
		②避難情報等の伝達	津波警報・津波情報発表の改善	インターネットの効果的な活用を実現する。		●			
				災害発生時に備えた通信事業者の協力体制を構築する。		●			
				津波警報情報の確実な伝達を実現する。	(7)				
				情報発信の「わかりやすい表現」内容を検討する。	(7)				
				津波警報の更新情報の「わかりやすい表現」内容を検討する。	(7)				
			防災行政無線等による呼びかけの改善	津波警報情報の首長・職員の理解の促進を実現する。	(7)				
				津波警報情報の周知・啓発を実施する。	(7)				
				津波警報情報の内容とタイミングを検討する。	(7)				
				津波襲来の有無・津波の最大高さが分かった時点で情報提供を実施する。	(7)				
				避難の目標となるランドマークを伝達する。	(7)				
				津波避難情報の切迫性を強く訴える表現方法を検討する。	(7)				
予想を超えた事態へ直面した際の対処方法に関する伝達を実施する。	(7)								
沖合の波浪計・津波監視計に関する情報を伝達する。							●		
情報の受け手を踏まえた多様な情報伝達手段の整	避難場所への津波警報・津波避難情報を伝達する。	(7)							
	受け手の属性に応じた伝達手段を検討する。	(7)							
	住民への意識啓発に取り組む事を実施する。	(7)							
	防災行政無線における屋外拡声器の点検・整備を実施する。	(7)							
	災害時における市町村庁舎の情報発信機能を確保する。	(7)							
	戸別防災行政無線機の配備を検討する。					●			
	防災行政無線と同じ内容のメール配信を検討する。	(7)							

[短期]

●津波対策[短期]

※黄色部は5本の柱の該当部分

区分	項目	細目1	細目2	対策の内容	5本柱	実施中・済	H26以降	実施しない
予防対策	(1)災害情報	②避難情報等の伝達	情報の受け手を踏まえた多様な情報伝達手段の整備	自動車車載器における警報・迂回路・避難場所などの伝達を実施する。	(7)			
				海岸利用者に対する音声以外の視覚的情報伝達手段を検討する。	(7)			
				観光客に対する携帯電話の緊急速報メールの活用を実現する。	(7)			
				地下街への情報伝達手段を検討する。	(7)			
				学校・医療施設など、要援護者が多く滞在すると想定される場所への情報伝達方法を	(7)			
			避難に活用するための津波ハザードマップの整備	最大クラスの津波による津波浸水想定区域を示したハザードマップを作成する。	(2)			
				標高や建物高さに関する情報を記載したハザードマップを作成する。	(2)			
				津波想定区域から外れている地域においても浸水することの可能性があることの実現を実施する。	(2)			
				最大クラスの津波より小さい規模の津波が発生した際の浸水想定区域を示したハザードマップを作成する。	(2)			
				ハザードマップ情報の現地表示の必要性を検討する。	(2)			
		③被災者への情報伝達体制の整備	災害の時間経過と必要情報の整理	平常時における被害想定や防災計画、マニュアルなどについての継続的な情報発信を検討する。	(6)			
				警戒期における予警報、被害予測、避難情報などについての的確な情報を発信する。	(7)			
				発災期における災害原因、避難情報、被害情報、安否確認情報などについての的確な情報発信を実施する。	(7)			
				復旧・復興期における生活情報の的確な情報発信を実施する。		●		
				復旧・復興期におけるライフラインの復旧状況に関わる的確な情報発信を実施する。		●		
			発信情報の整理	災害の時間的経過にかかわらず行政の災害対応に関わる的確な情報発信を実施す		●		
				各組織が発信する情報内容について事前に想定ができるものについては整理・共有を			●	
				各組織が発信する情報発信間隔について事前に想定ができるものについては整理・共有を実施する。			●	
				各組織が発信する情報の内容・発信間隔について項目を整理し、関係機関で共有し、かつ、住民への周知を実現する。			●	
				情報共有すべき関係機関の範囲と具体的組織を特定する。		●		
④関係機関における情報の共有	情報共有方法の検討	災害発生時に情報共有すべき関係機関を特定する。		●				
		関係機関との情報共有の方法を検討する。		●				
		関係機関との情報共有項目の具体的検討を実施する。		●				
		他機関への応援要請、他機関との活動調整などについての的確な情報の双方向通信の確立を実現する。		●				
		関係機関との情報共有に支障となる課題の洗い出しと解決方法を検討する。		●				
		関係機関からのリエゾン派遣を検討する。		●				

[短期]

●津波対策[短期]

※黄色部は5本の柱の該当部分

区分	項目	細目1	細目2	対策の内容	5本柱	実施中・済	H26以降	実施しない		
予防対策	(1)災害情報	⑤被災情報の収集・伝達	情報収集リエゾンの配置を行う	県、各防災関係機関から、被災市町村に職員(リエゾン)を派遣・配置する。				●		
			県、各防災関係機関から、想定被災地域への派遣と現地情報収集拠点を設置する。				●			
	(2)行政機能の保全	①行政機関の業務継続	行政における事業継続計画の策定	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画を検討する。		●				
			事業継続計画における実効性の確保	機能喪失した役場機能の補完方法を検討する。		●				
			事業継続計画における実効性の確保	1市町村からの職員派遣の要請については、総務省スキーム(全国市長会、全国町村会経由)の他に複数のスキームがあるので、効果的な組み合わせによる派遣を検討す		●				
		②行政データの保全	災害に強いICT環境の整備	情報部門の防災に果たす役割の明確化を検討する。		●				
		③防災拠点の津波対策	地域特性に応じた津波浸水区域内に立地する防災拠点の設置基準の明確化	浸水想定区域内に立地する防災拠点設置の基準のルール化を検討する。				●		
			浸水想定区域内に立地する防災拠点の緊急点検を実施する。					●		
			浸水想定区域内に立地する防災拠点の維持管理を実施する。					●		
			防災拠点の被災を想定した広域防災拠点の設置検	防災拠点の被災にそなえ、代替施設の確保を検討する。		●				
		(3)津波に強いまちづくり	①津波サインの設置等	津波サインのデザイン	国際標準に基づく標準的な津波サインの設置(他言語化、統一化)を検討する。		●			
				教育板の設置	教育板の設置を検討する。			●		
	津波サイン等の設置協議			津波サイン・教育版の設置に関心を持つ事業者と連携を検討する。				●		
	②まちづくり		海岸沿いのみならず、河川遡上が想定される地域、低平地で浸水が予想される地域にも津波サイン・教育板の設置を検討する。					●		
			防災拠点、避難拠点の被害想定の実施を検討する。					●		
			行政拠点の被害想定の実施を検討する。					●		
	⑤河川管理施設等の機能確保		新潟県の被害特性をふまえた防災拠点・避難拠点を考慮したまちづくりの実施	津波被災が想定される防災拠点、避難拠点、行政拠点については短期的には垂直避難が可能となる施設整備を検討する。				●		
			津波被災が想定される防災拠点、避難拠点、行政拠点については長期的には、津波被災がないと想定される地域への移設を検討する。				●			
			津波災害を想定した現地指揮所となる建物の確保を検討する。					●		
			緊急ヘリポートを確保する。					●		
			堤防、水門・樋門・樋管、排水ポンプ、管理事務所等の津波対策を検討する。					●		
			堤防、水門・樋門・樋管、排水ポンプ、管理事務所の津波に対する有効性を検証する。					●		
			河川管理施設等の操作ルールを検討する。						●	

[短期]

●津波対策[短期]

※黄色部は5本の柱の該当部分

区分	項目	細目1	細目2	対策の内容	5本柱	実施中・済	H26以降	実施しない	
啓発活動	(1)防災教育・啓発	①防災教育への取組	防災文化の醸成	一般的な知識にとどまらず、防災意識の変革をもたらす教育プログラムを構築する。		●			
				日中・夜間における防災訓練を実施する。		●			
			命を守るための防災教育の醸成	自動車の被災に係わる知識を啓発する。			●		
				被害想定、津波避難計画、防災情報の内容を理解できる教育プログラムを構築する。			●		
		②防災啓発への取組(災害全般)	防災教育を実施する体制の構築	低頻度災害に対する意識を長期間にわたり持続させるための教育プログラムを構築する。			●		
				被災経験のない地域への啓発効果の高い教育プログラムを構築する。			●		
			地域特性に応じた防災啓発の実施	学校、事業所等を含めた地域ぐるみの防災教育を推進する。			●		
				既存教科において防災教育を取り入れる方法等について検討する。			●		
		防災教育を行う人材の確保	安全や防犯等と併せ、学校安全における重要な課題として防災の取組を推進する方法を検討する。			●			
			都道府県や市町村は、全国の取組事例を踏まえ、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備を検討する。			●			
		③防災啓発への取組(津波災害)	実践的な避難訓練の推進	自らの身の安全を自らが守れるよう、平常時より災害に対する備えを住民が心がけるようパンフレットを作成し、啓発を実施する。			●		
				公務員の研修として自然災害や防災に関する内容を充実させる。			●		
				地域において防災取り組みを担うことができる防災リーダーを育成するための研修体制を整備する。			●		
				啓発パンフレットなどの作成、配付する。	(6)				
		④防災訓練の実施	自主防災組織や各組織における防災組織の育成	資料に含まれる情報を十分に咀嚼した記述の工夫を実施する。			(6)		
				津波ハザードマップの見直しと住民に対する説明を実施する。			(6)		
				学校や地域において、地震・津波による浸水を想定して定期的に避難訓練を実施する。	(8), (9)				
				通勤・通学中、勤務中・授業中、地域に女性、子ども、高齢者の割合が多い昼間、海の状況が把握しづらい夜間等の様々な時間帯を想定した訓練の実施を検討する。	(8), (9)				
		⑤自主防災組織や各組織における防災組織の育成	自主防災組織に期待される機能	海水浴客や観光客など地域の特性も考慮した訓練を検討する。			(8), (9)		
				自らの身の安全を自らが守れるよう、発災時には自らの身の安全を守るべき行動ができるような地域に応じた訓練実施を実現する。			(8), (9)		
自主防災組織が地域特性に応じた避難計画の策定の中心的担い手となるべく育成・支援を実施する。					(8), (9)				
企業・事業所等は、地域で実施される避難訓練への参加を推進する。					(8), (9)				
		行政、学校、地域社会(自主防災組織等)、家庭、企業等の防災組織における活動連携を検討する。			(8), (9)				

5本柱と対策リストとの対応表

5本の柱	具体的な施策	対策時期	区分	項目	細目1	細目2	対応する項目					
							番号	対策の内容				
1 津波避難計画の策定	(1) 新潟市避難計画の策定 (地域の津波避難計画作成マニュアル含む)	短期	応急対策	(1) 効果的な避難の実現	③住民の避難誘導体制の整備	避難行動計画の策定 自動車での避難	1	避難行動計画の策定を推進する。				
							2	自動車での避難のルール化を検討する。				
							3	自動車を乗り捨てて避難する場合のルール化を検討する。				
							4	避難ルートについては、昼間と夜間の違い、また季節の違いによる避難のあり方を検討し、見直しを実施する。				
							5	避難ルートの見直しを実施する。(昼間・夜間、季節)				
							6	消防団員・警察官等の避難支援を行うものの避難すべき基準を地域で共有する。				
							7	自主防災組織や自治会、民生児童委員などの避難行動支援者の避難すべき基準策定を地域で検討する。				
							8	福祉関係事業者における福祉施設や在宅サービスの実施者の避難支援のルールを地域で検討する。				
							9	医療機関の避難支援ルールを地域で検討する。				
	(2) ハザードマップ作成	短期	予防対策	(1) 災害情報	②避難情報等の伝達	避難に活用するための津波ハザードマップの整備	10	最大クラスの津波による津波浸水想定区域を示したハザードマップを作成する。				
							11	標高や建物高さに関する情報を記載したハザードマップを作成する。				
							12	津波想定区域から外れている地域においても浸水することの可能性があることの周知の実現を実施する。				
							13	最大クラスの津波より小さい規模の津波が発生した際の浸水想定区域を示したハザードマップを作成する。				
							14	ハザードマップ情報の現地表示の必要性を検討する。				
2 避難場所の確保	(3) 津波避難ビル等の指定拡大 ※避難困難地域の明確化 (シミュレーションの実施)	短期	応急対策	(1) 効果的な避難の実現	①避難場所の整備	避難場所の確保	15	高台などの指定を検討する。				
							16	津波災害発生時の避難場所・避難所を整理する。				
							17	津波避難ビル指定を推進する。				
							18	高台などの指定を検討する。				
							19	津波災害発生時の避難場所・避難所を整理する。				
							20	津波避難ビル指定を推進する。				
	(4) 避難困難地域における避難施設整備の検討 ※避難困難地域の明確化 (シミュレーションの実施)	長期	応急対策	(1) 効果的な避難の実現	①避難場所の整備	避難関連施設の整備	21	避難可能場所を整備する。				
							22	避難路を整備する。(昼間・夜間、季節)				
							23	津波避難タワーを整備する。				
							24	公共建築物、住宅等の耐震・耐浪化を実施する。				
	(5) 津波災害に応じた災害備蓄の適正配備の検討	短期	応急対策	(2) 災害対応の実現	③物資の備蓄・調達	物資の備蓄場所の見直し	25	浸水想定区域内の備蓄場所が適当か再検討する。				
							26	浸水想定区域内の備蓄物資を移動する。				
		長期	応急対策	(1) 効果的な避難の実現	③物資の備蓄・調達	孤立に備えた備蓄	27	避難所内に物資の備蓄場所の設置を検討する。				
3 災害情報の提供	(6) 啓発活動(ハザードマップの周知、出前講座等)	短期	応急対策	(1) 効果的な避難の実現	③住民の避難誘導体制の整備	ドライバーへの啓発	28	運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法について周知する機会を検討する。				
							予防対策	(1) 災害情報	③被災者への情報伝達体制の整備	災害の時間経過と必要情報の整理	29	平常時における被害想定や防災計画、マニュアルなどについての継続的な情報発信を検討する。
											啓発活動	(1) 防災教育・啓発
		31	資料に含まれる情報を十分に咀嚼した記述の工夫を実施する。									
		32	津波ハザードマップの見直しと住民に対する説明を実施する。									
		中期	応急対策	(1) 効果的な避難の実現	③住民の避難誘導体制の整備	ドライバーへの啓発	33	自動車による避難のデメリットの周知を検討する。				
							長期	予防対策	(1) 災害情報	②避難情報等の伝達	避難に活用するための津波ハザードマップの整備	34
		短期	予防対策	(1) 災害情報	②避難情報等の伝達	津波警報・津波情報発表の改善						35
							36	情報発信の「わかりやすい表現」内容を検討する。				
							37	津波警報の更新情報の「わかりやすい表現」内容を検討する。				
	38						津波警報情報の首長・職員の理解の促進を実現する。					
	39						津波警報情報の周知・啓発を実施する。					
	40	津波警報情報の内容とタイミングを検討する。										
	41	津波襲来の有無・津波の最大高さが分かった時点で情報提供を実施する。										
42	避難の目標となるランドマークを伝える。											
43	津波避難情報の切迫性を強く訴える表現方法を検討する。											
44	予想を超えた事態へ直面した際の対処方法に関する伝達を実施する。											
45	避難場所への津波警報・津波避難情報を伝達する。											
						防災行政無線等による呼びかけの改善						

5本の柱	具体的な施策	対策時期	区分	項目	細目1	細目2	対応する項目										
							番号	対策の内容									
3 災害情報の提供						情報の受け手を踏まえた多様な情報伝達手段の整備		46	受け手の属性に応じた伝達手段を検討する。								
								47	住民への意識啓発に取り組む事を実施する。								
								48	防災行政無線における屋外拡声器の点検・整備を実施する。								
								49	災害時における市町村庁舎の情報発信機能を確保する。								
								50	防災行政無線と同じ内容のメール配信を検討する。								
								51	自動車車載器における警報・迂回路・避難場所などの伝達を実施する。								
								52	海岸利用者に対する音声以外の視覚的情報伝達手段を検討する。								
								53	観光客に対する携帯電話の緊急速報メールの活用を実現する。								
								54	地下街への情報伝達手段を検討する。								
								55	学校・医療施設など、要援護者が多く滞在すると想定される場所への情報伝達方法を検討する。								
		長期	予防対策	(1)災害情報	②避難情報等の伝達	情報の受け手を踏まえた多様な情報伝達手段の整備		56	警戒期における予警報、被害予測、避難情報などについての的確な情報を発信する。								
								57	発災期における災害原因、避難情報、被害情報、安否確認情報などについての的確な情報発信を実施する。								
								58	J-ALERTによる自動発動機の整備を推進する。								
								59	地震の揺れが弱い津波の発生が予測される場合を想定したプッシュ型の情報伝達を充実させる。								
								60	防災行政無線のデジタル化を検討する。								
								61	自動起動テレビ・ラジオの普及を検討する。								
								4 自主防災組織の活動強化	(8) 防災訓練実施に対する助成	短期	応急対策 啓発活動	(1)効果的な避難の実現 (1)防災教育・啓発	③住民の避難誘導体制の整備 ④防災訓練の実施	避難行動計画の策定 実践的な避難訓練の推進		62	自主防災組織の組織化と活動を充実する。
																63	学校や地域において、地震・津波による浸水を想定して定期的に避難訓練を実施する。
																64	通勤・通学中、勤務中・授業中、地域に女性、子ども、高齢者の割合が多い昼間、海の状況が把握しづらい夜間等の様々な時間帯を想定した訓練の実施を検討する。
																65	海水浴客や観光客など地域の特性も考慮した訓練を検討する。
66	自らの身の安全を自らが守れるよう、発災時には自らの身の安全を守るべき行動ができるような地域に応じた訓練実施を実現する。																
67	自主防災組織が地域特性に応じた避難計画の策定の中心的担い手となるべく育成・支援を実施する。																
68	企業・事業所等は、地域で実施される避難訓練への参加を推進する。																
69	行政、学校、地域社会（自主防災組織等）、家庭、企業等の防災組織における活動連携を検討する。																
(9) 地域の津波避難計画の作成支援・訓練実施	短期	応急対策 啓発活動	(1)効果的な避難の実現 (1)防災教育・啓発	③住民の避難誘導体制の整備 ④災害時要援護者の避難支援 ④防災訓練の実施	避難行動計画の策定 避難ルートの見直し 避難支援行動計画の策定 実践的な避難訓練の推進		70									〈再掲〉避難行動計画の策定を推進する。	
							71									〈再掲〉自主防災組織の組織化と活動を充実する。	
							72	〈再掲〉避難ルートについては、昼間と夜間の違い、また季節の違いによる避難のあり方を検討し、見直しを実施する。									
							73	〈再掲〉避難ルートの見直しを実施する。（昼間・夜間、季節）									
							74	災害発生時の名簿の効果的な利用のための体制整備を検討する。									
							75	〈再掲〉学校や地域において、地震・津波による浸水を想定して定期的に避難訓練を実施する。									
							76	〈再掲〉通勤・通学中、勤務中・授業中、地域に女性、子ども、高齢者の割合が多い昼間、海の状況が把握しづらい夜間等の様々な時間帯を想定した訓練の実施を検討する。									
							77	〈再掲〉海水浴客や観光客など地域の特性も考慮した訓練を検討する。									
							78	〈再掲〉自らの身の安全を自らが守れるよう、発災時には自らの身の安全を守るべき行動ができるような地域に応じた訓練実施を実現する。									
							79	〈再掲〉自主防災組織が地域特性に応じた避難計画の策定の中心的担い手となるべく育成・支援を実施する。									
80	〈再掲〉企業・事業所等は、地域で実施される避難訓練への参加を推進する。																
81	〈再掲〉行政、学校、地域社会（自主防災組織等）、家庭、企業等の防災組織における活動連携を検討する。																
								82	土砂災害や道路の崩壊など、地震や津波に関連して発生する障害をシナリオとして組み込んだ津波避難訓練を検討する。								
								83	訓練実施後には、避難完了までの時間、避難場所の収容状況、交通混雑の状況の気づきをまとめ、各地域における津波避難計画の策定や検証のための機会とし、計画に反映する仕組みを検討する。								
5 津波被害を減らすまちづくり	(10) 「津波防災地域づくりに関する法律」などを踏まえたまちづくりの検討							84	地震の揺れにより避難したにもかかわらず、津波が来ない場合や到達した津波高が低い場合に失意を与えさせないためにも、避難を実施した際の気づきを拾い上げ、今後の対応の改善に活かしていくなどの仕組みを検討する。								

津波避難計画作成の目標(案)

資料4-1

目標(理想): 津波発災時にどのように避難するのか市民自身が把握し、実際に行動できる。

新潟市地域
防災計画

新潟市津波避難計画

地域ごとの津波避難計画作成

公助

共助+自助

地域防災計画

本編

- 震災対策編
- 風水害対策編
- 津波災害対策編

新潟市津波避難計画作成を規定

作成

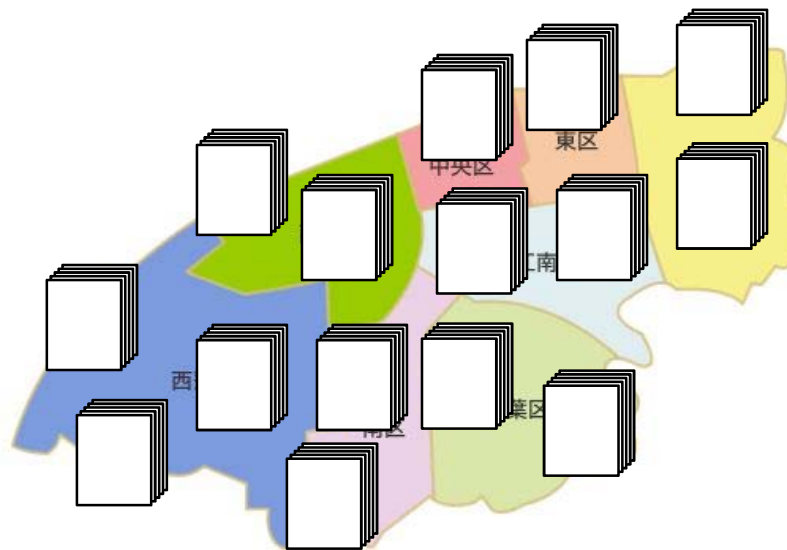
細部計画

新潟市津波避難計画

市避難計画を通して、
マニュアル(手引き)等、
地域における作成を支援

津波からの避難について、地域防災計画の津波災害対策編から、より具体化した本市における津波避難計画作成する。

作成主体
新潟市



市のマニュアル(手引き)をもとに地域の実情を踏まえた地域の津波避難計画作成する。

作成主体
地域(市民)

新潟市津波避難計画（案）

平成 2 5 年 4 月



新潟市

目次

はじめに	1
第1章 総則	2
1 目的	2
2 計画の修正	2
3 用語の意味	2
第2章 避難計画	3
1 要避難区域	3
2 津波浸水深及び津波到達時間	3
3 想定される津波被害特性(地域特性)と避難行動	3
4 避難経路	5
5 津波避難場所、避難目標地点	5
6 津波避難ビル	7
7 津波避難困難地域	8
8 避難の方法	10
第3章 初動体制の確立	11
第4章 津波に関する情報の収集・伝達	13
第5章 避難指示の発令	16
1 発令基準	16
2 伝達方法	16
第6章 災害時要援護者の避難支援	17
1 情報伝達・共有	17
2 避難時の支援(避難誘導)	17
第7章 津波防災啓発	18
1 啓発内容	18
2 啓発方法	18
第8章 避難訓練	19
1 訓練内容	19
2 市民と地域、事業所の役割	19
第9章 その他の留意点(観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策)	20
1 情報伝達	20
2 津波注意看板・避難誘導標識等の設置	20
3 釣り客等への啓発	20

はじめに

oo
oo

第1章 総則

1 目的

この計画は、長岡平野西縁断層帯地震をはじめとする、新潟市に影響を及ぼすと考えられる津波災害から、住民の生命、安全を確保することを目的に、円滑な津波避難を行なうため市の基本的な対応方針を定めるものとする。

2 計画の修正

この計画は、自主防災組織等が作成する地域津波避難計画と整合性を図るため、必要に応じ、適宜修正を行う。

3 用語の意味

用語	用語の意味等	
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
津波到達時間	津波発生後、その地点の水深が20cmになるときの時間	
要避難区域 (避難対象区域)	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市町村が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する(避難対策区域含む)。	
避難困難地域	津波の到達時間までに、要避難区域の外(避難の必要がない安全な地域)に避難することが困難な地域をいう。	
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。	
津波避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として要避難区域の外に定める。市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。	津波避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して「避難先」と表す。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、要避難区域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも津波避難場所とは一致しない。	
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。要避難区域内の建物を市町村が指定する。	
避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町村が要避難区域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	
避難行動支援者	災害が起きた時に、要援護者のもとにかけつけることができる隣近所の人、自主防災組織(自治会・町内会)また行政職員など。	

第2章 避難計画

1 要避難区域

要避難区域は、次の点に留意し指定する。

(1) 新潟県津波浸水想定調査業務（平成 24 年 6 月）津波浸水想定図（以下「津波浸水想定図」）を参考に、地域の状況を考慮し、津波浸水想定図の外にバッファゾーン（余裕域：避難対策区域）を含めて指定する。

※「要避難区域」は資料編参照

(2) 原則として自治・町内会の単位により指定する。

(3) 現在の津波浸水想定図では、一部地域のみ浸水すると予測されている地域であっても、想定を超える地震が発生する可能性がないとは言えないこと、現在、新潟県で津波浸水想定の見直しが進められている（平成 25 年 4 月現在）ことから、地域全域を要避難区域として指定する。

(4) 遠地津波発生時は、気象庁が想定する津波の高さ、沿岸地域の地盤高等参考に、新潟市災害対策本部において要避難区域を決定する。

2 津波浸水深及び津波到達時間

本市における津波浸水深及び津波到達時間は、新潟県津波浸水想定図の『海岸・河川堤防等が無いとした場合』によるものとする。

(1) 津波浸水想定（浸水の区域及び浸水深） ※資料編参照

(2) 津波到達時間（到達時間及び浸水開始時間）

（津波発生後、その地点の水深が 20 cm になるときの時間） ※資料編参照

※津波到達時間は地震の発生場所、規模等により予想時間よりも早く到達することがあるので、避難にあたっては到達予想時間にとらわれることなく、迅速な避難が必要である。

3 想定される津波被害特性（地域特性）と避難行動

本市で想定される津波被害は、被害形態を地形特性により大きく次の 3 パターンに分けることができる。

①【海岸集落地域】津波被害の直撃を受ける海岸沿いの地域

<特徴>

海岸沿いに集落が所在し、また、道路が整備されている地域であって、背後地に崖、斜面が迫っているなど、平地部が狭く、海岸道路が長距離に渡って浸水し、また、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域

<評価>

- ・集落等が海岸沿いのため、津波到達までの時間が短く、津波被害の直撃を受ける
- ・局所的に浸水深が高くなるのは、海底水深の影響もあると考えられる。港湾、漁港の背後は、浸水しやすい
- ・道路が決壊した場合、集落の孤立が発生するおそれがある

- ・後背地に山があると、急激に水位は高くなることもある

<対策の方向性>

- ・背後の高台への避難経路を確保する
- ・長期の孤立にそなえる
- ・走行中の車両に対する避難経路の周知を充実させる

<避難行動>

- ・ゆれが収まったら津波警報を待たずに素早く避難する
- ・まずは高台へ避難

②【河川遡上地域】大きな河川沿いに津波浸水域が内陸部へと広がる地域

<特徴>

大きな河川や湖沼に沿って津波が遡上（川を津波がかけ上がり、遠くに津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性がある事象し、破壊や浸水が、かなり内陸部まで及ぶ地域

<評価>

- ・河川沿いに標高の低い地域が存在するため、河口部から内陸部まで浸水する
- ・震源地が近い場合は、隆起沈降の影響を受けるとともに、到達までの時間が早い
- ・地震動（液状化）による被害も想定される

<対策の方向性>

- ・河川遡上により、海から遠く、津波が来ないと思える地域に想定される津波被害について、地域の理解を醸成する
- ・浸水被害から確実に避難するための「距離と高さ」を確保する方策を準備する
- ・浸水被害が及ばない地域をうまく活用して避難場所を広げる

<避難行動>

- ・河川から離れ、より内陸側の高台に向かって避難する
- ・近くに高台がない場合は、津波避難ビル等の堅牢な建物の高い階層へ避難

③【低平地浸水地域】津波浸水被害が広範囲で甚大な地域

<特徴>

背後に広範な低平地があるため、河川遡上による越流などにより浸水被害が発生し、広範囲、かつ、長期間にわたって浸水が継続するエリア

<評価>

- ・海岸部で津波の直撃を受けるほか、震源地に近い地盤の沈降の影響を受け、内陸部で広範囲に浸水する
- ・低平地や地盤の沈降地域に浸水した水はなかなか抜けず、長期間、湛水が継続する
- ・信濃川、通船川や新川の川沿いでは木造建築物の破壊や歩行が困難となる流速の発生が予想される
- ・後背地では浸水範囲は広がるが、浸水までには時間がかかり、洪水に似た浸水被害となる地域もある

<対策の方向性>

- ・浸水被害から確実に避難するための「距離と高さ」を確保する方策を準備する
- ・浸水被害が及ばない地域をうまく活用して避難場所を広げる

- ・浸水した水を速やかに排水する

<避難行動>

- ・浸水区域から離れ、より遠くへ避難する
- ・近くに高台がない場合は、近隣の堅牢な建物の高い階層へ避難

4 避難経路

避難経路は次の点に留意し指定・設定する。

【避難経路の安全性の確保】

- (1) 山・崖崩れ、家屋の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、十分な幅員があること。
- (2) 最短時間で避難経路または避難目標地点に到達できること。
- (3) 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- (4) 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（階段等の設置）が図られていること。
- (5) 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。
- (6) 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。
- (7) 避難経路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するよう指定・設定すること。
- (8) 避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。
- (9) 地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難経路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。
- (10) 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。

【避難経路の機能性の確保】

- (1) 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- (2) 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- (3) 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

5 津波避難場所、避難目標地点

津波避難場所は、次の点に留意し指定する。

【津波避難場所の安全性の確保】

- (1) 原則として要避難区域から外れていること。
- (2) 原則としてオープンスペースとするが、建物を指定・設定する場合は耐震性が確保されていること。
- (3) 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- (4) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、更に避難できる場所が望ましいこと。
- (5) 原則として、津波避難場所表示があり、入口等が明確であること。

【津波避難場所の機能性の確保】

- (1) 避難者1人当たり十分なスペース(1人当たり1m²以上)が確保されていること。
- (2) 夜間照明及び情報機器(伝達・収集)等を備えていることが望ましい。
- (3) 一晩程度宿泊できる設備(毛布等)、飲食料当が備蓄されていることが望ましい。

また、避難目標地点場所は、次の点に留意し設定する。

【避難目標地点の安全性の確保】

- (1) 要避難区域から外れていること。
- (2) 袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること。
- (3) 避難目標地点に到達後、指定された津波避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。

※「避難目標地点」は地域版津波避難計画に記載

※「津波避難場所一覧」は資料編参照

6 津波避難ビル

津波避難ビルは次の点に留意し指定・設定する。また、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

【津波避難ビル安全性の確保】

- (1) 新耐震設計基準（昭和 56 年施行）に基づき建築された建物、または耐震補強実施済みの建物を基本とすること。
- (2) RC（鉄筋コンクリート）または SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造とし、想定浸水深に応じて階数や津波の進行方向の奥行きを考慮すること。
※原則として、想定浸水深相当階の 2 階上以上（想定浸水深が 2m の場合は 3 階以上、3 m の場合は 4 階以上）が望ましい。
- (3) 海岸に直接面していないこと。
- (4) 避難経路等に面していることが望ましい。
- (5) 進入口への円滑な誘導が可能であること。
- (6) 外部から避難が可能な階段があることが望ましい。

【津波避難ビル機能性の確保】

- (1) 避難者の収容スペースとしては 1 人当たり 1 m² 以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。
- (2) 夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

※「津波避難ビル一覧」は資料編参照

7 津波避難困難地域

国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」に基づき、新潟市における津波避難困難地域の設定を行った。同ガイドラインでは、避難困難地域の設定方法について、次図のような概念図を示している。



※避難困難地域設定の概念図（出典：津波避難ビル等に係るガイドライン）

新潟市における津波避難困難地域は、以下の手法で設定するとともに、設定された避難困難地域に対しては、津波避難ビルの指定など避難方法の検討を行う。

- (1) 津波到達予想時間は資料編を参照。
- (2) 歩行速度は1.0m/秒を目安とする。ただし歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する(0.5m/秒)ことを考慮するものとする。
- (3) 避難開始時間は、迅速な避難行動を啓発し、周知する事を考慮して2分を目安とする。
- (4) 避難目標地点は、避難対策区域の外側に設定した。

●避難目標地点までの避難可能距離(範囲)

$$= (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間})$$

- (5) 津波避難ビル等は、想定する収容可能人数と新潟市(区)の人口密度から、避難ビル等ごとに収容可能範囲を設定。
 - (6) (4)で設定した「避難可能範囲」と(5)で設定した「収容可能範囲」の小さい方の範囲を津波避難ビルのカバーエリアとする。
 - (7) 津波浸水想定区域の内、「避難可能範囲」から外れる地域(P.6 概念図参照)が津波避難困難地域となるが、当該地域に対して津波避難ビルの指定など避難方法の検討を行う。
- ※津波避難ビルの検討に際しては、「津波避難ビル等に係るガイドライン(H17年6月)」に準拠する。

※津波避難ビル等は、市指定の津波避難ビル(89箇所)と地域で設定した施設(79箇所 H24.9.1現在・報告)がある。 ※資料編「津波避難ビル一覧」参照

8 避難の方法

避難にあたっては自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・ 家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。
- ・ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれが高いこと。
- ・ 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高いこと。

第3章 初動体制の確立

職員の配備体制については、以下のとおりとする。ただし、消防対策部、水道対策部及び市民病院対策部の職員配備体制については、別に定める。

(1) 警戒配備及び非常配備体制

市域において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、警戒配備及び非常配備体制表に従い、速やかに職員を配備する。

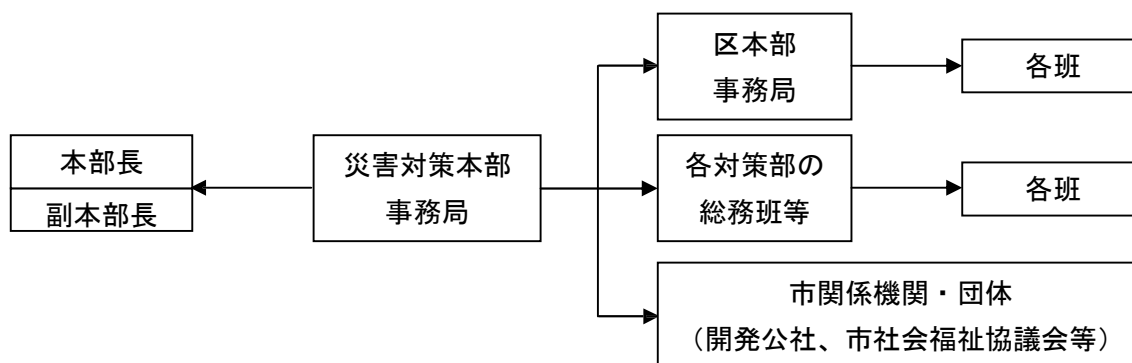
配備後は、各班の応急対策マニュアルに基づき、速やかに必要な対策を講じる。

(2) 警戒配備及び非常配備体制の基準等（津波予報区は「新潟県上中下越」）

※資料編参照

(3) 伝達系統

情報の伝達系統は次のとおりとする。



(4) 職員の参集、職員参集上の留意事項

ア. 職員の参集時（勤務時間内、外）の対応

※資料編参照

イ. 職員の参集上の留意事項

(7) 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分認識し、災害発生のおそれがある場合、又は災害の発生を察知したときは、配備命令を待つことなく自主的に速やかに定められた場所に参集し、防災活動に従事しなければならない。

(イ) ただし、定められた参集場所が浸水予想地域に含まれる職員は、強い地震もしくは長時間のゆっくりとしたゆれを感じて避難が必要であると認める場合、まずは各自がいる場所で避難行動支援を行い、自身も安全確保をした上で、安全が確認（参集場所の津波警報が解除されるなど）されてから参集するものとする。そのため、職員は参集場所が浸水予想地域に含まれるかどうか、参集場所周辺の標高がどのようになっているかを把握しておくものとする。

(ウ) 職員は、目視で分かる範囲で、参集途上における被災の状況等を把握し、所属長又は

配備体制責任者に報告をおこなうものとする。

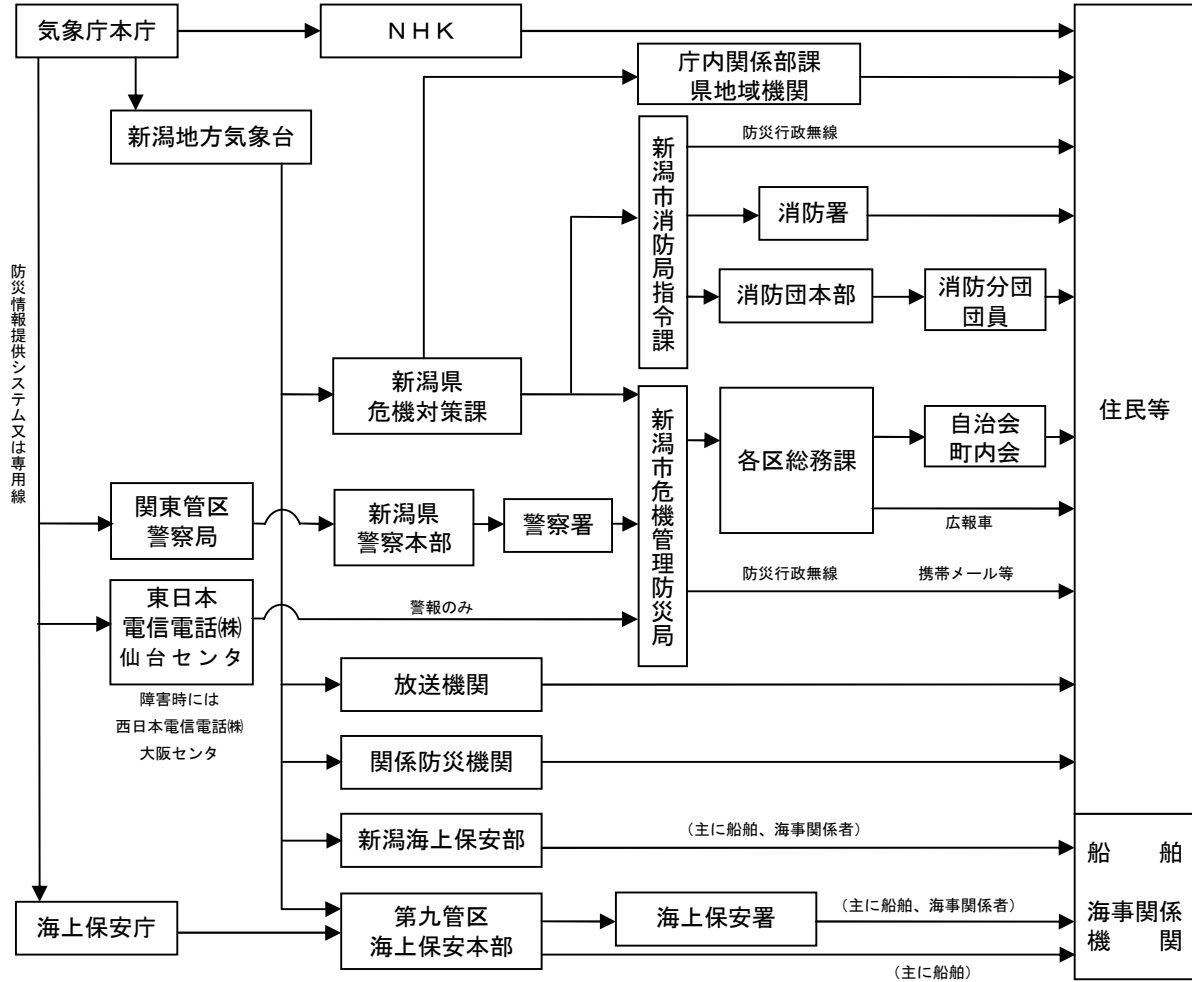
(5) 避難誘導等に従事する者(職員・消防団員・民生委員)の安全の確保

- ア. 自らの命を守ることが最も基本であり、その上で避難誘導等を行う前提である。
- イ. 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。
- ウ. 災害時要援護者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時には大きな問題であり、災害時要援護者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要がある。

第4章 津波に関する情報の収集・伝達

(1) 情報収集・伝達系統

気象庁等から発表される津波警報等の伝達系統は次のとおり。

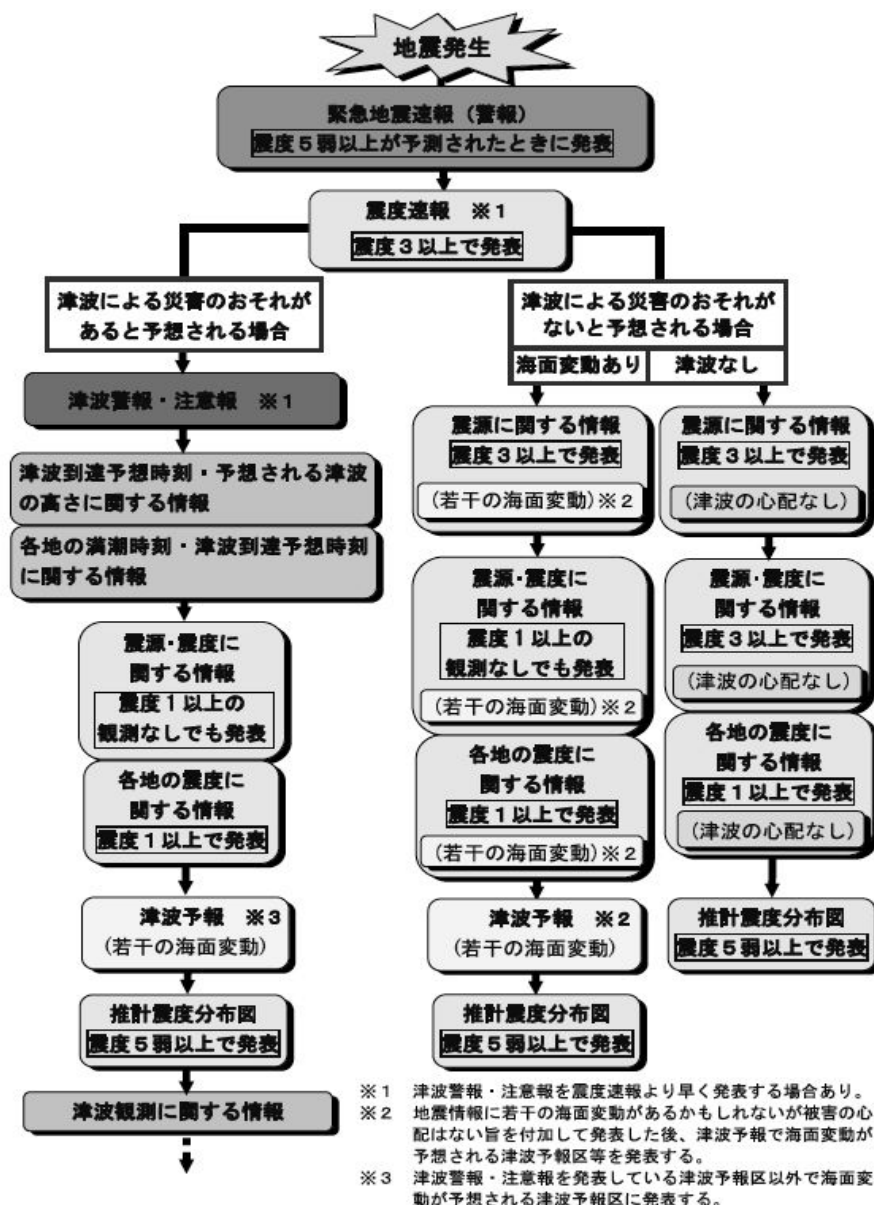


(2) 津波・地震の警報等の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が、地震が発生した場合に地震情報が発表される。

※資料編「津波・地震の警報等の種類」参照

(3) 地震発生からの流れ



※緊急地震速報とは

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強いゆれが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強いゆれが来る前に、これから強いゆれが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強いゆれの到達に間に合わない。

(4) 津波監視体制

消防対策部及び関係区本部は他の対策部と連携し、津波による被害を防止するため、気象台から発表される情報等により、あらかじめ定める巡回監視ルートにおいて、異常な海象等を確認するものとする。ただし、津波の監視場所は監視者の安全を確保できる場所とし、あらかじめ定める。

ア. 海面監視

津波注意報が発表されたときに実施する。なお、津波警報（津波、大津波）が発表された場合は海面監視を実施しない。

イ. 監視パトロール

津波の襲来が予想される場合や津波注意報・警報が発表された場合、異常な海象等を確認するため、あらかじめ定めた巡回監視ルートにおいて監視パトロールを実施する。なお、パトロール中に海岸・河口部にいる者を発見した場合は、注意や避難を促す。

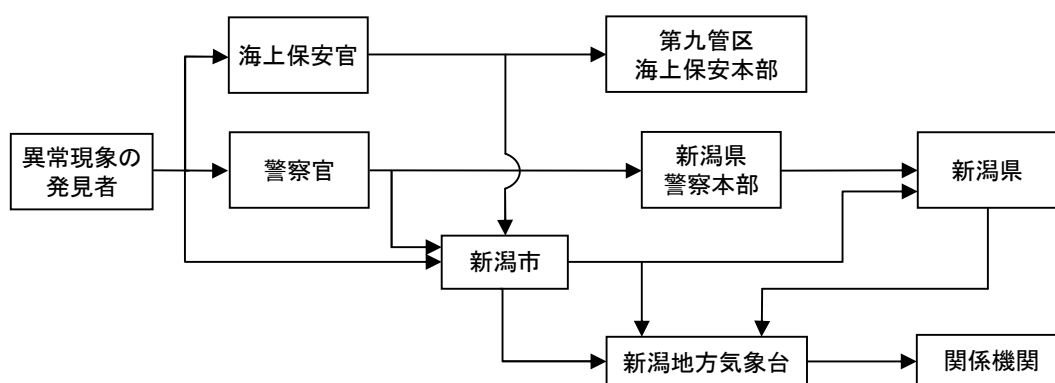
ウ. 高所監視カメラによる監視

地震発生直後から津波による被害が予想されるときには、画像伝送システムの高所監視カメラを使用して、遠方監視を合わせて実施する。

エ. 異常情報を発見した場合の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市長又は警察官、海上保安官のうち最も通報に便利な者に速やかに通報する。この場合において、市長がこれを受けた場合は知事(危機対策課)及び新潟地方気象台へ、警察官又は新潟地方気象台がこれを受けた場合は市長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに新潟地方気象台に通報する。

◆異常現象発見時の速報系統図



(5) 沿岸住民等への情報伝達

災害対策本部事務局、消防対策部及び関係する各区本部は、津波警報・注意報の発表と同時に、海岸河口部に設置されている同報無線及びにいがた防災メールや緊急速報メールにより津波に関する情報を伝達するなど、可能な限り資料編「津波予報等の周知」に定める避難勧告等の伝達手段に準じて沿岸住民等へ津波に関する情報を伝達する。なお、津波到達時間までには、車両による沿岸の巡回広報を停止し、高台等へ避難するなど要員の安全確保を実施する。

第5章 避難指示の発令

1 発令基準

津波からの避難は特に緊急を要すことから、住民への避難情報は避難指示を原則とする。また、避難指示は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

- (1) 大津波警報・津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合
- (2) その他災害の状況により、市長等が必要と認める場合

また、避難指示の解除の発令は、原則として、大津波警報・津波警報の解除の発表に基づき行う。

2 伝達方法

(1) 災害対策本部による避難広報

災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。また、広報の際は、自主防災組織等地域の協力を得る。

(2) 防災関係機関への避難広報の要請

ア. 報道機関

報道機関にテレビ、ラジオ等による避難の広報について要請する。なお、要請にあたっては、新潟県緊急時情報伝達連絡会が定める情報伝達ルート及び手段を活用する。

イ. 県等

県、県警察本部、第九管区海上保安本部にヘリコプターによる広報の協力について要請する。

第6章 災害時要援護者の避難支援

(※詳細は、新潟市地域防災計画 震災応急対策計画「災害時要援護者応急対策計画」参照)

1 情報伝達・共有

(1) 各区本部健康福祉班(「新潟市地域防災計画」災害対策本部事務分掌 参照)は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会、消防対策部、警察官及び介護等サービス提供事業者等と連携し、速やかに避難勧告等の情報伝達及び安否確認を行う。

(2) 地域による情報伝達及び安否確認

自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所指名職員に伝達する。

2 避難時の支援(避難誘導)

(1) 防災関係機関による避難誘導

災害時要援護者の避難誘導にあたっては、各区本部健康福祉班、消防対策部及び警察官等は、あらかじめ共有している災害時要援護者名簿等により、自主防災組織、自治会・町内会及び近隣住民等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努める。

(2) 地域による避難誘導

自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、避難所までの避難誘導を行う。なお、要援護者の状態や道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて自動車、リヤカー等の車両を使用する。

(3) 避難行動支援者の対応原則及び安全の確保

支援者は、災害時要援護者名簿等により把握した情報に基づき、地域の実情や災害状況に応じて可能な範囲で避難支援に努めるが、その際支援者は、支援者本人または支援者の家族等の生命及び身体の安全を守ることが前提となる(※第3章初動体制の確立(5)参照)

第7章 津波防災啓発

1 啓発内容

津波による被害を防ぐため、迅速に避難行動を開始するなどの意識の啓発や、避難先への避難経路の周知徹底を図る。

(1) 津波に対する心得

- ア. 強い地震（震度4程度）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとしたゆれを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ. 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ウ. 正しい情報を同報無線、ラジオ、テレビ、メール、広報車などを通じて入手する。
- エ. 津波注意報でも、危険なので海水浴や磯釣りは行わない。
- オ. 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報・津波警報、注意報解除までは気をゆるめない。
- カ. 津波は第一波よりも後続波の方が高くなる場合がある。

(2) 津波避難ビル、津波避難場所

(3) 避難経路

(4) 応急救護の方法

(5) 情報収集の手段

(6) 津波警報や避難指示等の意味

2 啓発方法

(1) 広報物、マスメディアの活用

津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット等の配布、市報・マスメディア等を活用し、津波に対する知識の啓発を図る。

(2) 講習会、各種訓練実施による人材育成

津波災害においては、住民が率先避難することが基本であり、講習会や各種訓練を通じて避難先・避難経路の周知と迅速な避難行動が行えるよう、各地域において津波防災教育・啓発活動の中心となる防災リーダーの養成に努める。

(3) 地域版津波避難計画の策定支援

コミュニティ協議会や自主防災組織等が地域ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために必要な資料提供等の支援を行う。

第8章 避難訓練

1 訓練内容

津波災害が予想される際の災害対応は防災関係機関の的確な対応に加え、発災初期における避難活動については地域住民や事業者等の自主的な活動が不可欠となることから避難行動に不可欠な避難先への避難や津波避難ビル開設における防災活動に留意することと、関係者連携のもと実践的な訓練を通じた習熟度の向上に努める。

(1) 避難訓練

- ア. 津波警報及び避難指示等の受信手段の確認
- イ. 避難先の選定・確認
- ウ. 避難経路の選定・確認
- エ. 避難誘導方法の確認
- オ. 災害時要援護者の搬送方法の確認

(2) 開設訓練

- ア. 施設の開設方法の確認
- イ. 上層階への移動方法の確認
- ウ. 津波情報等の防災関係機関からの情報収集手段の確認

2 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民及び事業所に求められる役割

津波からの避難は緊急を要すことから、「集団避難」ではなく「個別避難」が必要となる場合が考えられるため、あらかじめ避難先の把握に努めるとともに災害用伝言版を活用するなど安否確認の連絡体制の確立に努める。

(2) 地域に求められる役割

日ごろから津波の危険性を認識し、避難先及び避難経路等を確認する。なお、避難先の施設管理者と共同で津波想定 of 防災訓練を実施するなど関係者間における連携体制の強化を図るとともに防災意識の啓発に努める。

第9章 その他の留意点（観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策）

1 情報伝達

津波浸水予想区域にある観光施設や、宿泊施設の施設管理者に対し、伝達手段を確保するとともに、利用者に対する情報伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努める。

また、屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行うとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、サイレン等）を配備し、利用者への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成しておくよう指導に努める。

2 津波注意看板・避難誘導標識等の設置

観光客等（観光客、外国人など）、地理不案内な外来者への津波対策として、津波注意看板のほか、標高表示や津波の高さ表示、避難誘導や津波避難場所を示した避難誘導標識等を設置する。

3 釣り客等への啓発

釣り客等に対して、津波に対する心得や津波の危険性、津波避難場所などを記載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等で配布するなど、関係事業者と連携して啓発を行う。

新潟市津波避難計画（案） 資料編

平成25年4月



新潟市

目 次

1	要避難区域一覧	資料-1
2	津波浸水想定図、津波到達時間図	資料-2
3	津波避難場所一覧	資料-3
4	津波避難ビル一覧	資料-4
5	津波到達予想時間・津波避難困難地域一覧	資料-4
6	職員の警戒配備及び非常配備体制の基準等	資料-5
7	職員参集時（勤務時間内、外）の対応	資料-6
8	津波・地震の警報等の種類	資料-8
9	津波予報等の周知	資料-10

2 津波浸水想定図、津波到達時間図

4 津波避難ビル一覧

整理番号	行政区	施設名	建物階数	避難可能場所	収容可能人数(人)

5 津波到達予想時間・津波避難困難地域一覧

■津波到達予想時間一覧

町名	地区名 (自主防災会)	津波到達 予想時間	町名	地区名 (自主防災会)	津波到達 予想時間

■津波避難困難地域一覧

避難困難地域	津波到達 予想時間	想定最大 浸水深	避難方法の検討
	〇分	〇~〇m	津波避難タワーを建設
	〇分	〇~〇m	津波避難ビルを指定

6 職員の警戒配備及び非常配備体制の基準等

配備区分 (発令者)		配備基準	動員体制
警戒本部	1号配備 (危機管理監)	1 新潟県上中下越に津波注意報が発表された場合 2 2以上の区で区警戒本部が設置された場合 3 その他危機管理監が必要と認める場合	
	2号配備 (危機管理監)	1 市域内に震度4の地震が発生した場合 2 区本部が設置された場合 3 その他危機管理監が必要と認める場合	
災害対策本部	3号配備 (市長)	1 市域内に震度5弱の地震が発生した場合 2 新潟県上中下越に津波警報(津波)が発表された場合 3 その他本部長が必要と認める場合	
	4号配備 (市長)	1 市域内に震度5強以上の地震が発生したとき 2 新潟県上中下越に津波警報(大津波)が発表された場合 5 その他本部長が必要と認	全職員

- 注) 1. 「新潟県上中下越」とは、気象庁予報警報規程第2条で規定する津波予報区で、新潟県(佐渡市を除く)の区域をいう。
2. 参集する職員は、「新潟市地域防災計画」災害対策本部 事務分掌を参照。

7 職員の参集時（勤務時間内、外）の対応<新潟市地域防災計画より一部抜粋>

【時間内】

(7) 配備基準の要件となる情報の伝達方法

災害対策本部事務局は、市長または危機管理監より配備指令を受けた場合、速やかに区本部事務局及び各部の総務班長等に配備指令を伝達する。なお伝達は携帯端末等情報配信システム電話及び無線等を活用することとし、庁内放送が利用可能な場合は、併せて庁内放送により伝達する。

(1) 配備指令

a. 1号又は2号配備指令

1号又は2号配備指令が伝達された場合、警戒本部を構成する部局及び課の長並びに区警戒本部長は、あらかじめ指定した職員に配備を指令する。

b. 3号配備指令

3号配備指令が伝達された場合、3号配備を構成する各区本部及び各対策部の班長・副班長は、あらかじめ指定した職員に配備を指令する。

c. 4号配備指令

4号配備に係る配備指令が伝達された場合、4号配備を構成する各区本部及び各対策部の班長・副班長は、全職員に配備を指令する。

【時間外】

(7) 配備基準の要件となる情報の伝達方法

危機管理防災局の職員は、配備基準となる気象警報や被害発生の情報等を消防局、本庁警備室、民間気象予報会社又はテレビ・ラジオ等から得た場合は、速やかに危機管理監へ報告し、配備指令を受ける。配備指令は、あらかじめ定められた伝達系統に従い警戒配備を構成する区役所及び関係課に伝達する。

なお、伝達の際は、携帯端末等情報配信システムや電話等を活用する。

(1) 配備指令

a. 1号又は2号配備指令

1号又は2号配備指令が伝達された場合、1号又は2号配備を構成する区役所の副区長及び関係課の所属長は、あらかじめ指定した職員に配備を指令する。

b. 3号配備

3号配備に係る配備指令が伝達された場合、3号配備を構成する各区本部及び各対策部の班長・副班長は、あらかじめ指定した職員又は全職員に配備を指令する。なお、回線の途絶により電話連絡が不可能な場合、あらかじめ3号配備職員として指名されている者は、テレビやラジオ等で3号配備基準に該当することを確認し、配備指令を待つことなく直ちに配備につくものとする。

c. 4号配備（勤務時間外の自主参集）

勤務時間外の4号配備に係る動員体制は、次のとおりとする。

a) 参集の原則

4号配備に係る配備基準に該当する事態が生じた場合、職員はテレビやラジオ

等で情報を確認の後、配備指令を待つことなく、直ちにあらかじめ指定された場所へ参集する。

b) 参集の区分

次の区分により、あらかじめ指定された場所に参加する。

(i) 本部参集職員

勤務時間外の4号配備による職員の参集区分表(以下「参集区分表」という)に掲げた本部参集職員は、災害対策本部に参加する。

(ii) 所属参集職員

参集区分表に掲げた所属参集職員は、それぞれの所属又は所属が定めた場所に参加する。ただし、交通途絶、道路の損壊等により参集しがたい場合は、一時的に居住地の直近の区役所、出張所等に参加し、災害対応を行う。

(iii) 避難所指名職員

区長が避難所ごとにあらかじめ災害対策本部事務局長と協議し指名した職員は、勤務時間内外に関係なく市域内で震度4以上の地震等が発生した場合には指定された避難所に参加する。

【勤務時間外の4号配備による職員の参集区分表】

職員区分	対象職員
本部参集職員	○ 本部員(ただし区長を除く) ○ 災害対策本部事務局員 ○ 各区本部及び各対策部情報担当員 ○ 各区本部及び各対策部情報連絡員
所属参集職員	本部参集職員及び避難所指名職員を除く全ての職員
避難所指名職員	地域に居住する職員の中からあらかじめ指名された職

8 津波・地震の警報等の種類

＜気象庁 HP より一部抜粋＞

ア. 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報を発表。その後、「予想される津波の高さ」「津波の到達予想時刻」等の情報が発表される。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値表現	定性的表現 (巨大地震の場合)
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	10m超、10m、5m	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m	—

- 注) 1. 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差を示す。
3. 地震の規模推定の不確定性が大きい場合の地震規模（マグニチュード）は、「M8を超える巨大地震」と発表される。

(ア) 沿岸で観測された津波の高さの発表内容

種類	津波観測情報の内容と表現	
	第1波	最大波（数値観測基準）
大津波警報	・第1波の到達時刻 ・押し引き	観測値>1m (基準に満たない場合は「観測中」で発表)
津波警報		観測値 \geq 0.2m (基準に満たない場合は「観測中」で発表)
津波注意報		すべて数値で発表(ごく小さい場合は「微弱」)

(イ) 沖合で観測された津波の高さの発表内容

種類	沿岸の推定値を数値で発表する基準	沖合の観測値及び沿岸の推定値の表現	
		沿岸の推定値が基準に達した場合	沿岸の推定値が基準に満たない場合
大津波警報	3m<沿岸の推定値	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	沖合の観測値は「観測中」、沿岸の推定値は「推定中」で発表
津波警報	1m<沿岸の推定値		
津波注意報	すべて数値で発表	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	

- 注) 1. 観測された津波の高さが、予想される津波の高さよりも十分小さい場合は、数値ではなく「観測中」と発表される。
2. 沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さは、津波予報区単位で発表し、その高さが予想されている高さよりも小さい場合は、数値ではなく「推定中」で発表される。

イ. 津波情報 津波警報・注意報を発表した場合には、以下の内容が発表される。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

ウ. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が発表される。

発表される場合	発表内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

エ. 地震情報の種類とその内容

	発表基準	発表内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震のゆれの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配なし」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付
震源・震度に関する情報	以下のいずれかの場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
---------	---------	--

9 津波予報等の周知 <新潟市地域防災計画より一部抜粋>

- ア. 津波予報や津波情報を受けたとき又は市長が津波のおそれがあると認めたときは、津波予報等の情報を次の方法により、沿岸住民や海岸付近に滞在する観光客、釣り客に対し、迅速に周知を行う。

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
同報無線・サイレン	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報	危機管理防災局 消防局 関係各区役所
消防車 広報車	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 避難勧告・指示の内容	危機管理防災局 消防局 関係各区役所

イ. 同報無線

津波警報・注意報、地震や津波に関する情報及び避難勧告等の緊急情報を、市民にいち早く伝達するための整備・拡充を図り、夜間・休日等の伝達体制を確保する。

【サイレン】

区分	サイレン信号
津波注意報	<u>10秒</u> 2秒 <u>10秒</u> 2秒 <u>10秒</u>
津波警報	<u>5秒</u> 6秒 <u>5秒</u> 6秒 <u>5秒</u>
大津波警報	<u>3秒</u> 2秒 <u>3秒</u> 2秒 <u>3秒</u>

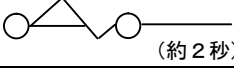
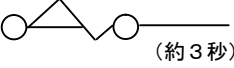
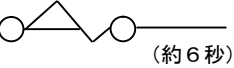
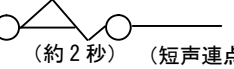
【音声】

区分	周知内容
強い地震の直後	こちらは「こうほう新潟」です。只今強い地震がありました。海岸や河口付近にいる人は津波に注意してください。
津波注意報発表時	こちらは「こうほう新潟」です。只今、新潟県上中下越に津波注意報が発表されました。海岸や河口付近にいる人は直ちに海岸や河口付近から離れ津波に十分注意してください。津波は繰り返しますので、注意報解除まで近づかないでください。
津波警報発表時	こちらは「こうほう新潟」です。只今、新潟県上中下越に津波警報が発表されました。海岸や河口付近にいる人は、直ちに高い所に避難してください。津波は繰り返しますので、警報解除まで近づかないでください。
大津波警報発表時	こちらは「こうほう新潟」です。只今、新潟県上中下越に大津波警報が発表されました。海岸や河口付近にいる人は、直ちに高い所に避難してください。津波は繰り返しますので、警報解除まで近づかないでください。

ウ. 広報車等

同報無線に併用して、消防局・消防団のサイレン・警鐘（予報警報標識規則（昭和 51 年 11 月 16 日気象庁告示第 3 号）による伝達と各区役所の広報車等による伝達手段を確保する。

【警鐘（予報警報標識規則より）】

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

※鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

エ. 同報無線

避難施設の住民への二次情報の提供や、避難所担当への情報連絡体制の確立

オ. メディア機関

テレビ・ラジオ等を通じて住民への周知協力体制の確立

カ. メール

にいがた防災メールや緊急速報メールによる携帯電話やパソコンのメールを活用した情報伝達体制の確立

キ. 緊急告知FMラジオ

コミュニティFM放送局の防災発信機能を利用した情報伝達体制の確立

大形地区ひなん地図

0 100 200 300 400 500(m)

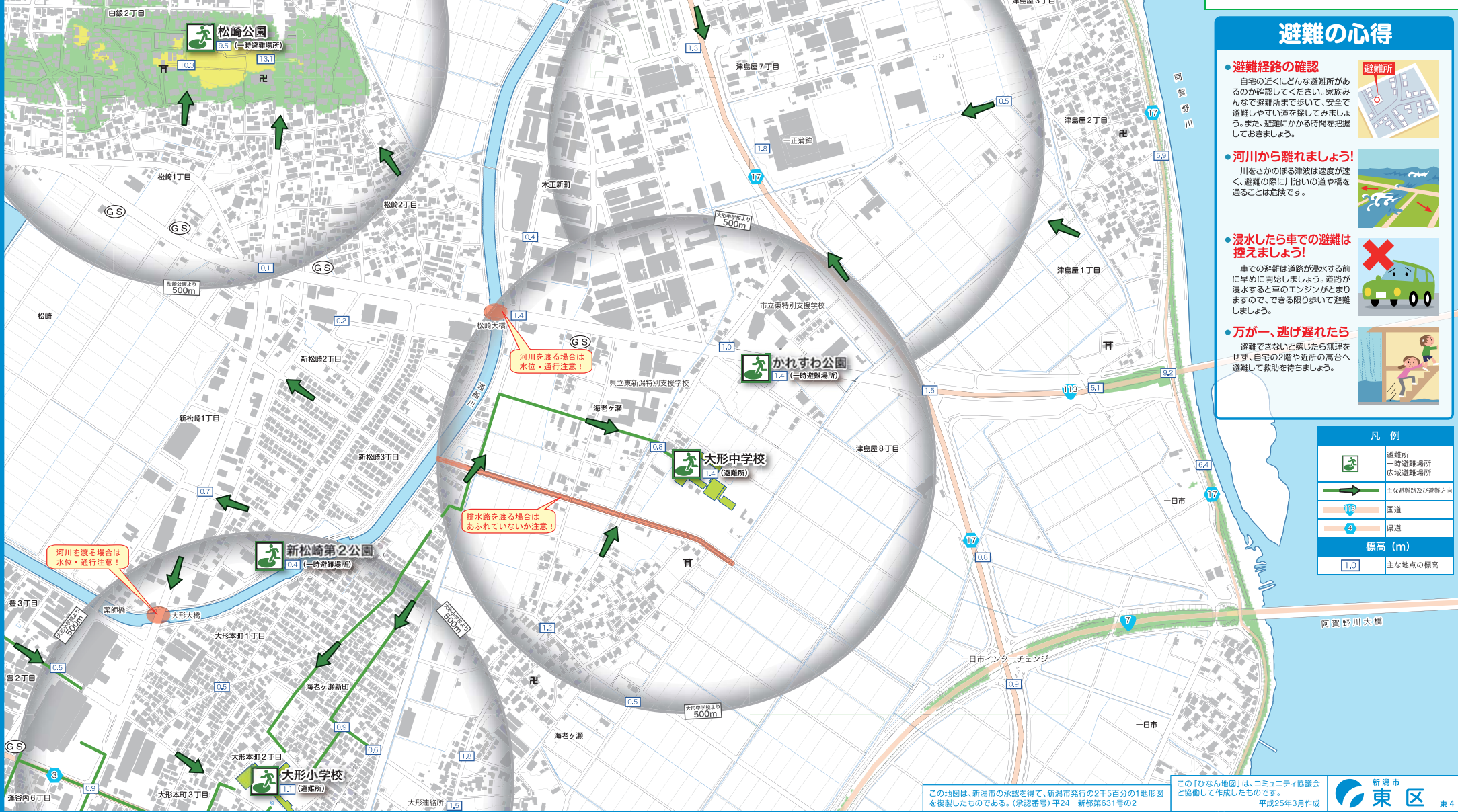
標高区分 0 5 10 15 20m以上

資料 4 - 3

わが家の避難メモ

避難する場所	
緊急時の連絡先	
メモ欄	

この地図は、津波・洪水・地震等の自然災害に対して避難のお役に立てるよう、各地区の避難所や標高など避難に関する情報を表示したものです。
 ・日頃から「津波や洪水がおきた時に逃げるか」「避難する際、危険な箇所はどこか」などを各家庭で話し合っておき、地図に書き込んでご利用ください。



避難の心得

- 避難経路の確認**
 自宅の近くどんな避難所があるのか確認してください。家族みんな避難所まで歩いて、安全で避難しやすい道を探してみましょう。また、避難にかかる時間を把握しておきましょう。
- 河川から離れましょう!**
 川をさかのぼる津波は速度が速く、避難の際に川沿いの道や橋を通ることは危険です。
- 浸水したら車での避難は控えましょう!**
 車での避難は道路が浸水する前に早めに開始しましょう。道路が浸水すると車のエンジンがとまりますので、できる限り歩いて避難しましょう。
- 万一、逃げ遅れたら**
 避難できないと感じたら無理をせず、自宅の2階や近所の高台へ避難して救助を待ちましょう。



凡例	
	避難所
	一時避難場所
	広域避難場所
	主な避難路及び避難方向
	国道
	県道
	標高 (m)
	主な地点の標高

この地図は、新潟市の承認を得て、新潟市発行の2千5百分の1地形図を複製したものである。(承認番号) 平24 新部第631号の2

この「ひなん地図」は、コミュニティ協議会と協働して作成したものです。
 平成25年3月作成
 新潟市 東区 東4

1 今後の津波対策の方針




新潟市 津波対策5本柱

2 新潟市津波避難計画

(本編及び、地域の津波避難計画作成マニュアル(手引き))

津波避難計画とは

- ・津波発生から津波が終息するまでの、生命・身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画
- ・地域防災計画に基づき、新潟市における津波避難の基本的な事項を定める



地域防災計画津波災害対策編の
避難に係る記述を、より具体化

新潟市においては

- 海岸集落地域
・ 河川遡上地域
低平地浸水地域
- それぞれの地域における津波の被害特性
に応じた避難方針を記載
- ・地域における津波避難計画(地図)の作成に向けた
『地域版津波避難計画作成マニュアル(手引き)』を掲載

地域が津波避難計画作成するために必要な、避難の基本方針などを盛り込んだ作成マニュアル(手引き)を用意。

手引きにはこういった内容が掲載していると良いでしょうか。

◆マニュアル(手引き)に盛り込む項目(案)

- (1) 津波災害について(津波とは? 津波の危険性など)
- (2) お住まいの地域の津波の危険性について
- (3) 避難の基本的な考え方(より高く・より遠く, すぐ避難, 3つの地域)
- (4) 避難先設定の考え方(高台, 避難ビル, 浸水区域外の地点など)
- (5) 避難経路設定の考え方(望ましい幅員, 津波が来ない方向など)
- (6) 避難情報の入手方法(テレビ・ラジオ, 携帯電話, 同報無線など)
- (7) 日頃からできること(非常持出袋, 要援護者の把握, 訓練の実施)